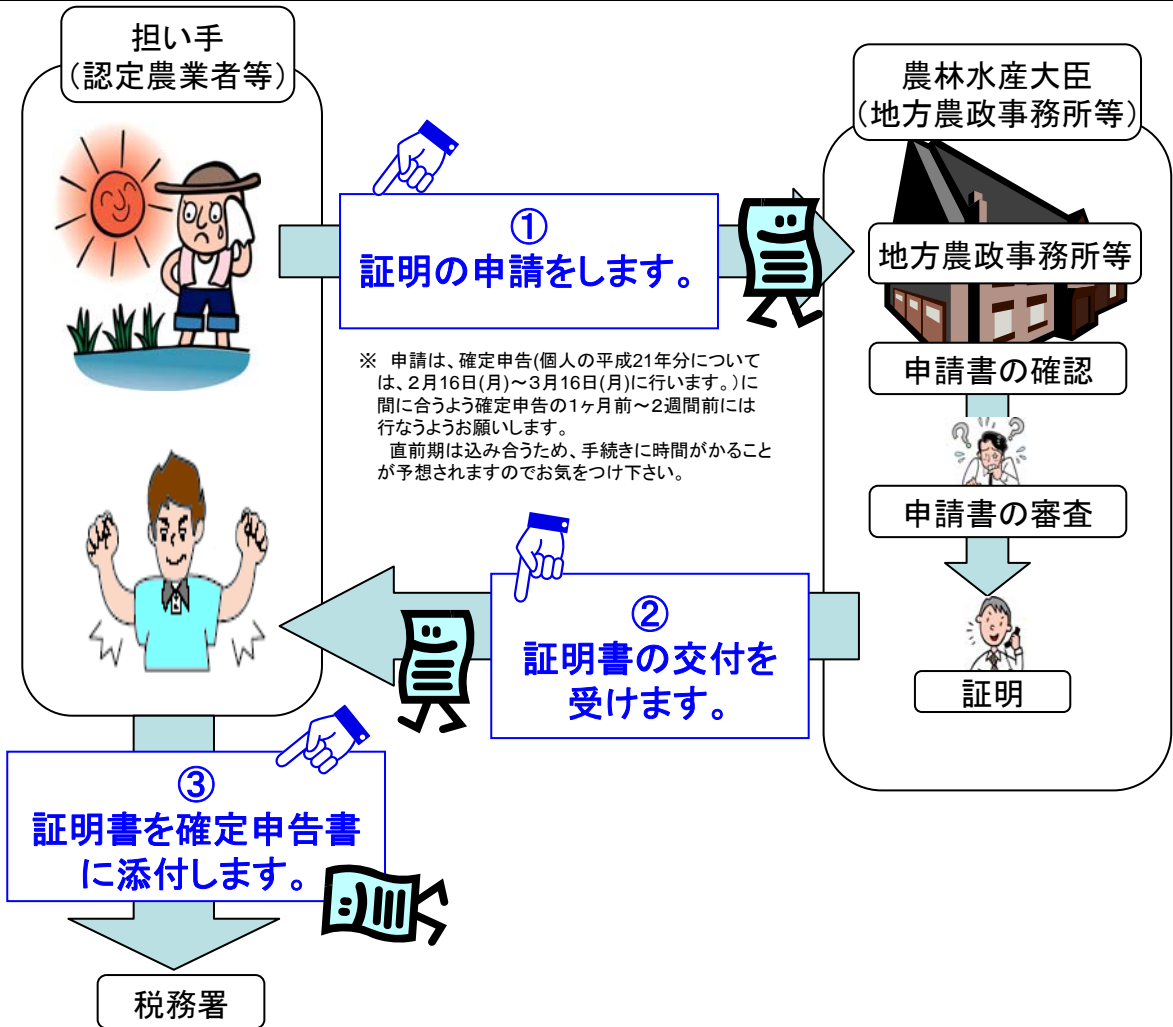


# 農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤準備金制度の適用を受けるためには対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

この証明・申告手続は、青色申告を行っている方であれば、さほど難しくありませんが、不明な点があればお気軽に地方農政事務所等にお問い合わせ下さい。



## 積立時の証明の申請書類

- ① 証明申請書 (P6の様式第1号参照)
- ② 準備金に関する計画書兼実績報告書 (P7の様式第5号参照)
- ③ 交付金等の交付決定通知書等 (P2左下の各交付金や補助金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ④ 農業経営改善計画等 (P2右下の各計画のもの、P10参照)
- ⑤ 貸借対照表等の財務諸表

## 取得時の証明の申請書類

- ① 証明申請書 (P8の様式第3号参照)
- ② 準備金に関する計画書兼実績報告書 (P9の様式第5号参照)
- ③ 交付金等の交付決定通知書等 (P2左下の各交付金や補助金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ④ 農業経営改善計画等 (同左)
- ⑤ 貸借対照表等の財務諸表
- ⑥ 取得した固定資産の領収書等